

## 丸子テレビ放送 加入契約約款

丸子テレビ放送株式会社（以下「MTV」という。）と、MTVが行う業務を受けるもの（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は、次の条項によるものとします。インターネットの加入は、プロバイダーの規定によるものとします。ケーブルプラス電話の加入は、KDDI株式会社の規定によるものとします。

### （MTVの行う業務）

第 1 条 MTVは、業務区域内の加入者に次の業務を提供します。

- (1) MTVによる受信可能なテレビジョン放送及びFMラジオ放送を有線により同時再放送する業務。
- (2) テレビジョン放送及びFMラジオ放送による自主放送番組を有線により放送する業務。
- (3) 電気通信事業を営む業務。
- (4) ケーブルプラス電話事業を営む業務。
- (5) 上記各号に附帯する業務。

### （契約の成立並びに解約）

第 2 条 加入契約は、加入申込書をMTVに提出し、これを承諾したときに成立します。

加入契約の解約は、解約書の提出があったときに成立します。

### （契約の単位）

第 3 条 テレビの一般加入は、1 端子受信機 3 台までを基本契約とし、受信機 4 台以上は増設加入として、1 台毎の契約とします。

2. 一括加入、業務用加入については別途定めます。
3. 同軸によるCATVインターネットは、テレビ加入の付加サービスとし通信用同軸端末装置ケーブルモデム（以下CMという）1台を基本契約とし、プロバイダーの規定によるものとします。
4. 光CATVインターネットは、通信用光端末装置（以下D-ONUという）1台を基本契約とし、プロバイダーの規定によるものとします。
5. ケーブルプラス電話は、ホームゲートウェイ（以下HGWとする）1台を基本契約とし、KDDIの規定によるものとします。

### （加入金）

第 4 条 MTVに加入し業務を受けようとする者は、別表-1 に定める加入金を払い込むものとします。

### （工事及び工事費）

第 5 条 MTVの業務に必要な施設(保安器迄または放送用光端末装置（以下 V-ONU という）)の設置工事並びに保守管理はMTV及びMTVの指定する業者が行うものとします。

MTVが設置した施設の内、引込端子までの設置に要する費用はMTVが負担しこれを所有します。

1. 工事は、MTVが設置した幹線分岐点から保安器まで、光ケーブル加入（以下 FTTH 加入という）は V-ONU 迄の回線等の設置（以下屋外工事という）、保安器から宅内の受信機または STB ないしは CM を経て受信機・パソコン等への接続及び調整もしくは FTTH 加入は V-ONU から宅内の受信機または STB ないしは D-ONU を経て受信機・パソコン・HGW 等への接続及び調整（以下宅内工事）からなり、標準工事費は別表-2 のとおりとし、いずれも加入者負担とします。

標準外及び集合住宅等特別な工事を要する場合は実費とします。また、STB、もしくは受信機から2台目以降の受信機、VTR等への配線、調整に係る費用も加入者負担とします。

2. 加入者の都合により、STB等受信機を移転する場合、工事費は加入者負担とします。
3. MTVの業務に必要な設備工事及び保守はMTV及びその指定した者が行います。

#### (保守責任及び免責事項)

- 第6条 MTVのテレビ加入における保守責任範囲は保安器またはV-ONU迄とし、保安器またはV-ONUの出力端子以降の施設及び受信機等に起因する事故を生じた場合があってもMTVはその責任を負わないものとします。同軸によるCATVインターネットはCM迄を保守責任範囲とし上記に準ずる。
- また、CATV光インターネット及びケーブルプラス電話における保守責任範囲はD-ONU、HGW迄とし、D-ONU、HGW以降の施設及び端末等に起因する事故を生じた場合があってもMTVはその責任を負わないものとします。
2. MTVは加入者からMTVの提供する業務に異常があった場合は、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者の施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。
  3. 加入者は、故意または過失によりMTVの施設に故障が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。
  4. MTVは天災、事故その他MTVの責に帰することができない事由による業務提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

#### (端末機の使用)

- 第7条 加入者が端末機(セットトップボックス「以下STBという」)ないしはCMまたはD-ONU、HGWの使用を希望するときは、MTVはSTBを販売又はレンタルにて貸与、CMおよびD-ONU、HGWは貸与とする。
2. STBに同梱されているB-CASカードの取扱いに関しては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」の定めるところによります。
  3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加及び変更並びに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
  4. 前第1項によりMTVが販売したSTBの保証期間は1年とします。この期間内に故障が生じた場合には、MTVは無償で修理、交換、その他必要な措置を講じるものとします。但し、加入者がSTBを本来の使用法によって使用しなかった場合はこの限りではありません。  
保証期間以後の故障トラブル発生の際の費用は加入者負担とします。
  5. レンタルにて貸与のSTB、CM、D-ONU、HGWが故障した場合は、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。但し、加入者が故意又は過失によりSTB、CM、D-ONU、HGWを破損、紛失した場合は、加入者は当社のSTB、CM、D-ONU、HGW仕入価格相当分を当社に支払うものとします。  
解約時には、当社にSTB、CM、D-ONU、HGWを返還するものとします。
  6. MTVから貸与したSTB、CM、D-ONU、HGWは、MTVに所有権があります。

#### (設置場所の無償使用)

- 第8条 MTVは施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者はこの契約締結について地主、家屋等利害関係者があるときは、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関しての責任を負うものとします。

(設置場所の変更等)

第 9 条 加入者はMTVの業務区域内であって最寄りの分岐器に余裕がある場合は、申し出によって受信設備の設置場所を変更できるものとします。その変更に要する費用は加入者の負担とします。

(利用料金)

第 10 条 加入者は、業務の提供を受けた翌月から別表-3 に定める利用料金を支払うものとし、解約があった場合には、解約日の属する月分の利用料金を支払うものとします。

2. MTVが設定した各料金には、NHK及びNHK衛星放送の受信料は含まれておりません。従ってこれらの受信料については、NHKと加入者間で受信契約を結んでいただくことになります。
3. MTVの提供する業務の全部が引続き 10 日間以上停止した場合は、その月の利用料の支払いを要しないものとします。
4. 経済環境の変動に伴い、利用料を改定することがあります。改定する場合は予め加入者に通知をします。

(遅延利息)

第 11 条 料金の支払いが支払日より遅延した場合は、年率 14.5%割合の遅延金の支払いを要します。

(料金等の支払方法)

第 12 条 加入者は、本契約に基づく料金等はMTVが指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

(一時休止)

第 13 条 加入者が業務の提供を一時休止又は再開を希望する場合は、直ちにその旨をMTVに申し出るものとします。

この場合、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の料金は支払いを要しないものとします。

また、休止、再開料金は別表-4 に定める料金を支払うものとします。

2. 休止期間は3年を限度とし、休止期間を過ぎても再開の申し出がない場合は、加入契約を解約したものとして処理します。
3. 休止期間が1ヶ月を超す場合には、貸与してあるSTB、ないしはCMまたはD-ONU、HGWを休止期間中MTVに一時返還するものとします。

(名義変更)

第 14 条 MTVは次の場合に限り加入者の名義変更を認めるものとします。この場合、新加入者は名義変更料として、2,000円(税別)を支払うものとします。

- (1) 相続の場合
- (2) 新加入者が加入の契約に定める旧加入者の受信設備の設置場所において、MTVの業務の提供を受けることについて旧加入者の権利義務を承継する場合。

(加入申込書記載事項の変更)

第 15 条 加入者は加入申込書記載事項に変更が生じたときは、速やかに申し出るものとします。

(最低利用期間)

第 16 条 MTV 光インターネット接続サービスの最低利用期間は、サービス開始日から2年とします。なお、MTV の別の端末設備サービスは、別の定めるところによるものとします。

(初期契約解除制度)

第 17 条 利用者は、初期契約解除制度を利用し、工事後の契約書面の受領日を1日目として8日間以内に、契約解除を行う旨の書面による意思表示をいただくことで契約を解除することができるものとします。

2. 初期契約解除を適用する場合、工事費及び契約事務手数料等は利用者が負担するものとします。

(加入者の禁止事項)

第 18 条 加入者はMTVに無断で次の事項を行うことを禁止します。

- (1) MTV所有の施設を改変したり増設工事を行うこと。
- (2) 施設に加入者以外の第三者の施設を相互に接続すること。
- (3) 加入者はMTVの提供する業務をテープ、配線その他の方法をもって、これらを有償、無償にかかわらず第三者に提供すること。

(加入者の義務違反による停止)

第 19 条 加入者が利用料金等の支払義務を怠った場合、その他本契約約款に違反した場合には書面による通知の上、業務の提供停止又は加入契約を解除出来るものとします。この場合加入者は、MTVが契約の解除を通知した日の属する月までの未払いの利用料金その他未払いの料金を支払う義務を負います。

(加入契約の解約)

第 20 条 加入者が加入契約を解約しようとする場合は、直ちにMTVにその旨を申し出るものとします。

2. 解約の場合、利用料金は解約の日の属する月分までを清算するものとします。
3. 解約による加入金の払い戻しは致しません。

(加入者個人情報の取扱い)

第 21 条 MTVは、保有する加入者個人情報については、別に定める「個人情報保護基本方針」及び「個人情報の取扱いについて」により、適正に取り扱います。

(業務内容の変更)

第 22 条 MTVは、テレビジョン放送及びFMラジオ放送の内容、インターネットサービスの内容を追加・変更・削除を実施する場合があります。

2. MTVは、次の何れかの各号に該当する場合、業務内容を予告無しに変更することがあります。
  - (1) 事変等の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合
  - (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合
3. 前第1項、第2項の場合、変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。

(合意管轄)

第 23 条 本加入契約により生じる一切の紛争については上田簡易裁判所を管轄裁判所とすることにMTV及び加

入者は合意します。

(定めなき事項)

第 24 条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、MTV及び加入者は契約約款の主旨に従い、誠意をもって協議の上解決に当るものとします。

(約款の改正)

第 25 条 この約款はMTVが総務大臣に届け出た上で改正することがあります。この場合MTVと加入者の契約は新たに通知することなく変更後の契約約款となります。なお、新契約約款はホームページなどで公表します。

附 則 この契約約款は昭和 51 年 11 月 1 日より施行する。  
この改正約款は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。  
この改正約款は平成 10 年 1 月 1 日より施行する。  
この改正約款は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。  
この改正約款は平成 27 年 8 月 1 日より施行する。  
この改正約款は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表 — 1

同軸によるサービスの加入金（消費税別）

基本加入金	30,000円
増設加入金（1台当り）	10,000円

光によるサービスの加入金（消費税別）

区 分	加 入 金
テレビのみ	30,000円
テレビ、光インターネット	30,000円
テレビ、ケーブルプラス電話	30,000円
テレビ、光インターネット、ケーブルプラス電話	30,000円
光インターネット、ケーブルプラス電話	10,000円
光インターネットのみ	10,000円
ケーブルプラス電話のみ	10,000円

別表 — 2

同軸のよるサービスの工事費（消費税別）

標準工事費	17,000円
-------	---------

光によるサービスの工事費(消費税別)

区 分	光引込 工事費	インターネッ ト登録費	インターネッ ト工事費	ケーブルプラ ス電話工事費
テレビのみ	25,000円	0円	0円	0円
テレビ、光インターネット	25,000円	3,000円	5,000円	0円
テレビ、ケーブルプラス電話	25,000円	0円	5,000円	3,000円
テレビ、光インターネット、 ケーブルプラス電話	25,000円	3,000円	5,000円	3,000円
光インターネット、ケーブルプラス電話	25,000円	3,000円	5,000円	3,000円
光インターネットのみ	25,000円	3,000円	12,000円	0円
ケーブルプラス電話のみ	25,000円	0円	0円	15,000円

別表 — 3

テレビのサービス利用料金（消費税別）

区 分	一般加入
基本料金（月額）	2,000円
増設台追加料金（1台当り月額）	500円
STBレンタル料金（1台当り月額）	600円
デジタルパック（1台当り月額）	900円

光インターネットのセット割料金(消費税別)

速度(上り下り同等)	テレビまたは電話のダブル加入	テレビ・電話のトリプル加入
光 5M	2,700円	2,600円
光 50M	3,800円	3,600円
光 120M	4,500円	3,800円
光 300M	5,400円	4,800円
光 1 ギガ	8,500円	7,800円

※ 同軸インターネット料金はプロバイダの規定によります。

※ ケーブルプラス電話の利用料金は KDDI 株式会社の規定によります。

別表 — 4 (消費税別)

利用休止・再開料金	2,000円
-----------	--------